

会 員 の し お り



大 和 市 立 大 和 東 小 学 校 P T A

〒242-0011

神奈川県大和市深見1805

Tel 046-263-2525

Fax 046-264-9085

お子さんが卒業するまで保存してください

目 次

1. 校 歌
2. 大和市立大和東小学校通学路
3. P T A組織図
4. P T A規約
5. P T A細則

大和東小学校校歌

作詞 田辺 利徳

作曲 星出 豊

一、 家並かがやく 台地の東

森下の風 さらさらと

光あふれる 学び舎に

明るい歌声 流れてる

われらのやさしい、心が育つ

二、 歴史を秘めて 境の流れ

行くて豊かな広い海

みんな仲よし よく学び

清いひとみに わく力

われらはじょうぶな 体に鍛う

三、 続く稲田の 大空高く

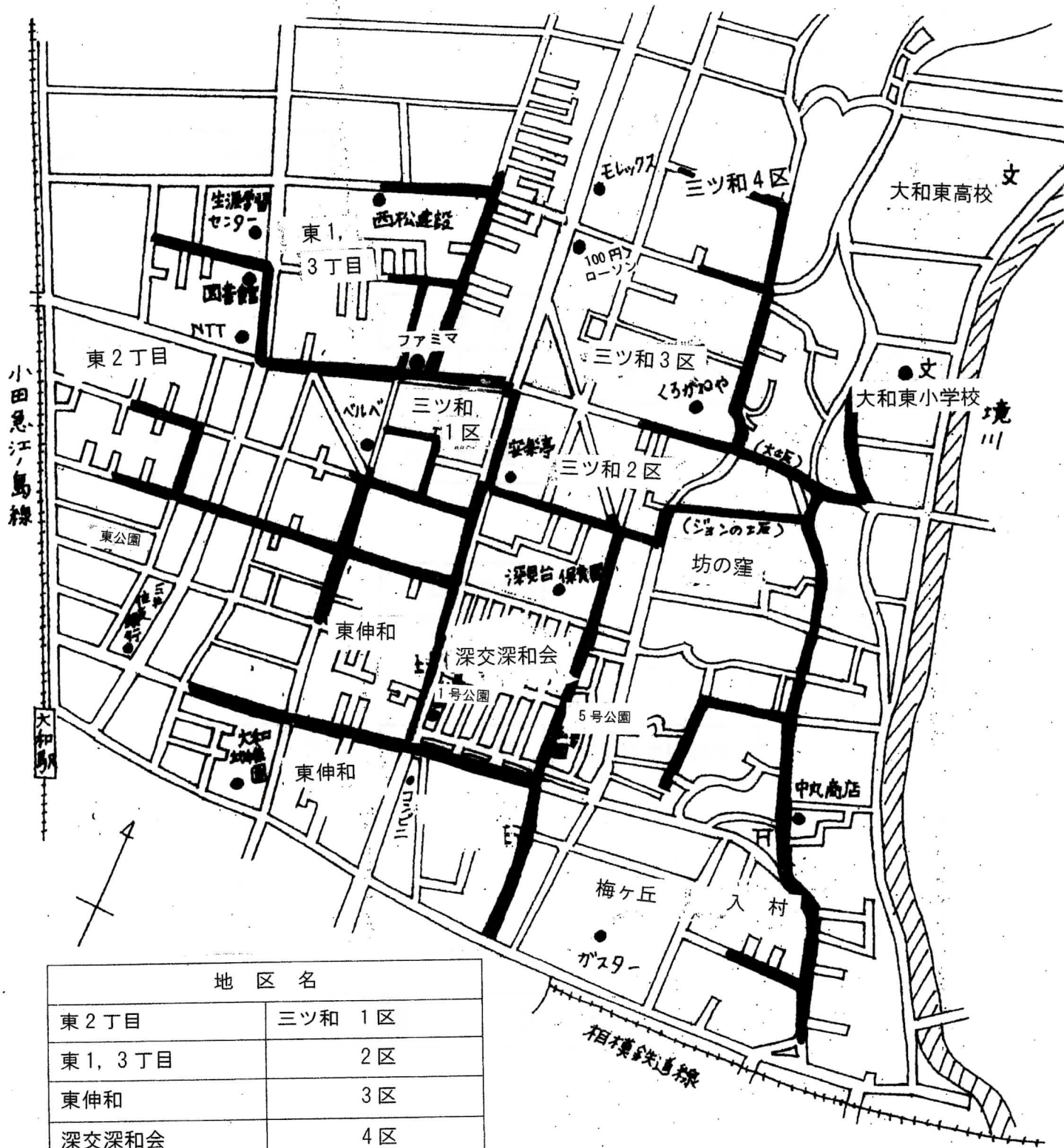
けや木の 大樹がとどくよう

正しく伸びて たくましく

未来の夢を 育もう

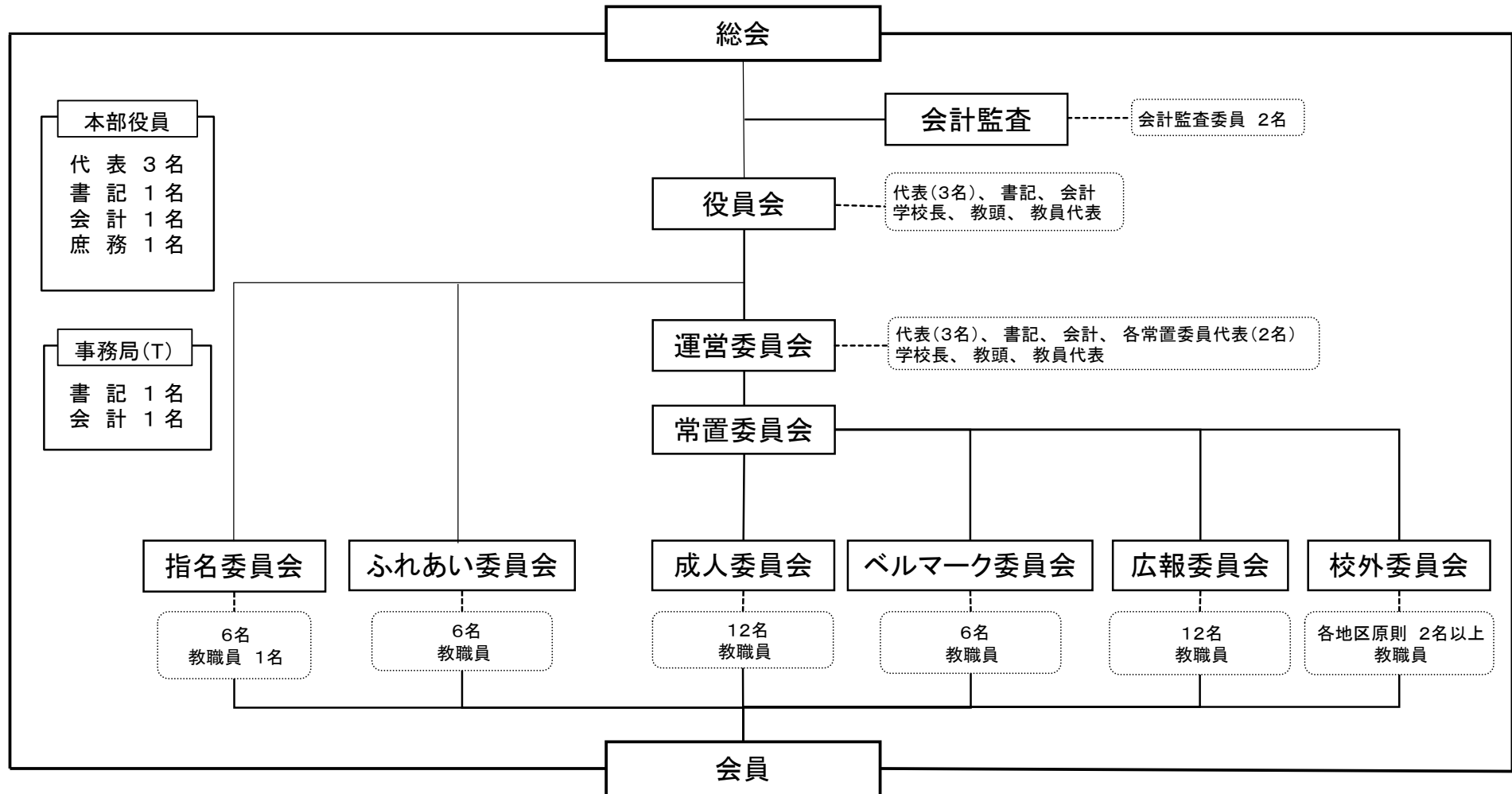
われらの大和 東小学校

大和東小学校通学路



地区名	
東2丁目	三ツ和 1区
東1, 3丁目	2区
東伸和	3区
深交深和会	4区
坊の窪	入村
梅ヶ丘	

大和東小学校PTA 令和4年度 組織図



第1章 総 則

- 第1条 本会は大和市立大和東小学校父母と教職員の会とし、名称を大和東小学校PTAとする。
- 第2条 本会は父母と教職員が児童の教育について一体となって協力し、家庭、学校、社会における福祉の増進をはかると共に、会員相互の教養を高めることを目的とする。
- 第3条 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
- 第4条 本会は、学校側の教育を本旨とする問題等について参考資料は提供するが、学校の管理、人事には関与しない。

第2章 会 員

- 第5条 本会の会員は、児童の父母または、これに代わる人、および教職員とする。
- 第6条 会員はすべて平等の権利と義務を有し、会費を納める義務がある。

第3章 役員および会計監査委員

- 第7条 本会に役員および会計監査委員をおく。
- 代 表 3名 書 記 1名 会 計 1名
庶 務 1名 会計監査委員 2名
- 第8条 役員及び会計監査委員の任務は次のとおりとする。
1. 代表3名はそれぞれ校外、校内の会務を協力して総理する。総会および運営委員会を招集する。
 2. 会計は本会の会計事務を処理し、予算および決算を総会に報告する。
 3. 書記は本会の議事を記録し、文書の保管、各種会合の通知発送等、会務を処理する。
 4. 庶務は代表、会計、書記の依頼に基づき、補佐業務を行う。
 5. 会計監査委員は会計帳簿を監査し、総会に報告する。
会計監査委員は、役員・委員をかねることはできない。
- 第9条 役員及び会計監査委員の任期は1年とする。但し、推薦等で再任された場合は1回に限り再任することができる。立候補の場合は妨げない。また欠員が生じたときは、役員代表が後任者を推薦し、運営委員会の承認を得る。任期は残任期間とする。

第4章 総 会

- 第10条 総会は全会員を以って構成する本会の最高議決機関である。総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は年度始めに開き、臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の請求があったとき開く。
- 第11条 総会は次の事項を審議決定。
1. 規約改正に関すること。
 2. 本会の事業に関すること。
 3. 役員ならびに会計監査委員の選出に関すること。
 4. 予算の議決、決算の承認に関すること。
 5. その他必要と認める事項。
- 第12条 総会は、会員の5分の1以上の出席（委任状を含む）で成立し、議事は出席者の過半数で決定する。

第5章 役員会

第13条 役員会は、役員及び学校長、教頭、教員代表1名をもって構成する。

第14条 役員会は次の任務を行う。

1. この会の目的達成のための基本的な企画を行い、運営委員会にはかる議題につき検討する。
2. 関連機関及び団体との連絡、調整、事務処理を行う。
3. その他必要な事項。

第6章 運営委員会

第15条 運営委員会は、役員、各委員会の代表及び学校長、教頭、教員代表2名をもって構成する。

第16条 運営委員会は次の事項を審議する。

1. 事業の企画、実施に関すること。
2. 細則及び地区割。
3. その他必要と認める事項。

第7章 常置委員会

第17条 本会に次の委員会を置く。

広報委員会 成人委員会
校外環境委員会 ベルマーク委員会

第18条 常置委員の任期は1年とし、各委員会に委員会代表2名をおき、その選出は委員の互選により、役員代表が囑する。

第19条 各委員の選出ならびに会の運営については細則で定める。

第8章 指名委員会

第20条 本会の役員ならびに会計監査委員の候補者を推薦するため指名委員会を設ける。

第21条 指名委員会は、運営委員1名、各学年1名、教職員2名より選出された委員で構成する。

第22条 指名委員会はそれぞれの役員及び会計監査委員についての定員数の候補者を選考し、指名する。

第23条 指名委員会は、指名者の同意を得て、定期総会の少なくとも10日前までに候補者の氏名、地区名を、運営委員会に報告し、会員に知らせる。

第24条 総会で役員及び会計監査委員を報告し、承認を受けたときに任務は終了し、委員会は解散する。

第9章 ふれあい委員会

第25条 ふれあい広場の運営を円滑にするため、ふれあい委員会を設ける。

第26条 ふれあい委員会は、保護者より6名、教職員1名より選出された委員で構成する。

第10章 会計

第27条 本会の経費は会費、事業収入および自発的な寄付をもって支弁する。

第28条 会費変更および会員または外部のものに対して寄付を求める場合は、総会の承認を得なければならない。

第29条 本会の会費は月額250円とする。

第30条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第11章 事務局

第29条 会務運営のため学校に事務局を設け、次の教職員をおく。

書記 1名 会計 1名

第12章 細則

- 第30条 この会の運営に関する必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の決議を経て定める。
運営委員会は、細則を制定改廃した場合は、次期総会においてその経緯を報告しなければならない。

第13章 改正

- 第31条 この規約は、総会において出席者の2分の1以上の賛成によって改正することができる。

- 附 則 この規約は、昭和54年4月1日から実施する。
- 昭和57年4月24日一部改正 (第6章、第15条 教員代表1名挿入)
- 昭和58年5月21日 // (第6章、第15条 教務1名挿入)
- 平成3年2月2日 // (第3章、第7条 定数変更)
- // // (書記2名を1名に減ずる)
- // // (会計監査3名を2名に減ずる)
- // // (第5章、第13条 教務1名挿入)
- // // (第7章、第17条 校外指導委員会と環境整備委員会を統合)
- // // (第9章、第27条 会費改正)
- 平成12年5月20日 // (第8章、第21条 毎年1月削除)
- 平成14年3月15日 // (第7章、第17条 成人教育委員会と広報委員会を統合)
- 平成17年5月13日 // (第4章、第10条 年度末を削除)
- 平成18年4月28日一部改正 (第5章、第13条 教務を教員代表1名に変更)
- // // (第6章、第15条 教務、教員代表1名を教員代表2名に変更)
- // // (第8章、第23条 住所を地区名に変更)
- 令和元年10月11日 // (第8章、第21条 各地区を各学年に変更)
- 令和3年10月20日一部改正 (第3章、第7条 会長1名・副会長2名を代表3名に変更、補佐1名を追加)
- 令和3年10月20日 // (第3章、第8条 1. 会長・副会長の記載を代表に変更、4. 補佐を追記)
- 令和3年10月20日 // (第3章、第9条 再任された時は1回に限り再任することができる。に変更、会長を役員代表に変更)
- 令和3年10月20日 // (第6章、第15条 正副委員長を代表に変更)
- 令和3年10月20日 // (第7章、第17条 広報・成人教育委員会を広報委員会に変更、成人委員会、ベルマーク委員会を追加)
- 令和3年10月20日 // (第7章、第18条 正副委員長各1名を代表2名に変更、会長を役員代表変更)
- 令和3年10月20日 // (第9章、第25条、第26条 ふれあい委員会を新規追加、以降章番号を変更)

大和市大和東小学校PTA細則

第1章 役員および会計監査委員

- 第1条 会計監査の仕事は、本部の会計帳簿を監査し、年1回年度末に実施する。
- 第2条 役員に欠員が生じた場合、欠員となった役員は就任期間が6ヶ月以上、後任の役員は残任期間が6ヶ月以上あれば、1年やったものとみなす。
- 但し、特別の事情がある場合には、その都度役員会で協議する。
- 第3条 本部役員経験者は学校と協議の上、学校行事において児童が在籍期間中に限り優遇措置を受けることができる。

第2章 常置委員会

- 第4条 この会は、地区選出委員と教職員選出の委員および学年選出の委員とからなる。
- 第5条 役員は各委員会に出席して意見を述べることができる。
- 第6条 この会の地区は、次の7地区とする。
1. 東1・3丁目
 2. 東2丁目
 3. 深交深和会
 4. 東伸和
 5. 三ツ和
 6. 入村・梅ヶ丘
 7. 坊の窪
- 第7条 各委員の選出方法
1. 校外・環境委員は、各地区から原則として2名以上選出する。
但し、10世帯以下の地区は1名以上、50世帯以上の地区は5名以上とする。
 2. 校外・環境委員を除く常置委員は保護者より30名選出する。
 3. 1人の児童につき2回以上の委員を引き受けた場合には、各常置委員会および、指名委員会、ふれあい委員会の委員会代表を免除することができる。なお、新たに検討すべき内容が発生した場合には、その都度役員会で協議する。
- 第8条 校外環境委員会
1. 校外環境委員会は、地区選出委員と教職員をもって構成する。
 2. 校外環境委員会は、よりよい学校環境、地域社会を作るよう務めると共に、校外における多くの危険や悪い影響から子どもを守り、地域の人々と協力し、互いに連帯意識を高めつつ環境の改善をはかる。
- 第9条 ベルマーク委員会
1. ベルマーク委員会は、保護者の6名と教職員をもって構成する。
 2. ベルマーク委員会は、ベルマーク活動を通して学校・保護者・児童の交流を深め、児童の健全育成をめざし協力する。
- 第10条 広報委員会
1. 広報委員会は、保護者の12名と教職員をもって構成する。
 2. 広報委員会は、PTA活動の情報を伝え、会員の意識の向上に努め、会員相互の意思の疎通をはかる。
- 第11条 成人委員会
1. 成人委員会は、保護者の12名と教職員をもって構成する。
 2. 成人委員会は、学校教育への理解を深めるための学習及び、家庭教育を進める糧となる一般的教養を高めるための学習の推進につとめる。
 3. 成人委員会は、PTAバレーボール活動、学校奉仕活動（清掃等）を通して、会員の意識向上に努め、会員相互の意思の疎通をはかる。
 4. 大和市PTA連絡協議会バレーボール実行委員会の担当は、選手と協力して行う。

第3章 慶弔及び見舞い

第12条 慶弔その他の区分、及び基準は、次の通りとする。

1. 弔事

弔事があったときは、次の基準で弔意を表す。

①会員 5,000円と花輪

②児童 5,000円と花輪

2. 見舞

会員の住居が、火災による被害及びその他の災害を受けた場合は、見舞金として5,000円を贈る。

第13条 前条までに含まれない事項について、考慮を要することがあるときは、そのつど役員会で協議する。

第4章 改正

第14条 この細則は運営委員会において、その構成員の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。改正の結果については、次期総会に報告しなければならない。

附 則 昭和60年1月11日一部改正（第1章第2条 10地区を9地区とする。）

〃 1月12日から実施する。

平成3年2月2日規約改正にともない、大幅改正となる。改正箇所に関しては原本を参照されたし。

平成5年5月6日一部改正（第2章第9条 1. 慶事 在職3年以内を4年未満に、1年増すごとに1,000円増しを在職4年以上5,000円とする。）

平成5年5月7日から実施する。

平成12年3月7日一部改正（第1章第4条 「原則として」を挿入。

但し、10世帯以下の地区は1名以上、50世帯以上の地区は、5名以上とする。を挿入）

平成12年3月8日から実施する。

平成13年6月4日一部改正（第2章第9条 1. 慶事 教職員の転退職については、次の基準で記念品代を贈る。 在職4年未満 3,000円

在職4年以上 5,000円 を削除）

平成13年6月5日から実施する。

平成14年3月4日一部改正（第1章第3条 深和会と深交会を統合した）

平成14年3月5日から実施する。

平成14年3月15日一部改正（PTA規約第7章第17条の改正に伴い、第1章第7条と第8条を統合）

平成14年3月16日から実施する。

平成18年2月9日一部改正（第1章第6条 1. “学年委員2名の中から互選された学級代表委員を“各学級の学級委員2名”とする。第1章第7条 1. “学級委員の中から選出された委員”を“各学級の学級委員1名”とする。）

平成18年2月10日から実施する。

平成25年4月23日一部改正(第1章第4条 3.1人の児童につき2回以上の委員を引き受けた場合には、各委員会(学年委員会・広報成人教育委員会・校外環境委員会)の正副委員長並びに大和東小学校区ふれあい広場担当、大和市PTA連絡協議会バレーボール実行委員会担当を免除することができる。なお、新たに検討すべき内容が発生した場合には、その都度役員会で協議する。を挿入。)

平成25年4月24日から実施する。

平成25年4月23日PTA細則の見直しに伴う名称変更(第1章第3条3.深和会・深交会を深交深和会とする。

平成25年4月24日から実施する。

平成25年10月10日PTA細則の見直しに伴う追加(第1章役員および会計監査委員、第1条役員に欠員が生じた場合、欠員となった役員は就任期間が6ヶ月以上、後任の役員は残任期間が6ヶ月以上あれば1年やったものとみなす。を挿入。以下章、条ずれとする。)

平成25年10月11日から実施する。

平成26年3月11日PTA細則の見直しに伴う追加(第1章第1条会計監査の仕事は、本部の会計帳簿を監査し、年1回年度末に実施する。を挿入。以下条ずれとする。)

平成26年3月12日から実施する。

平成29年1月12日PTA細則の見直しに伴う追加(第1章第3条本部役員経験者は学校と協議の上、学校行事において児童が在籍期間中に限り優遇措置を受けることができる。を挿入。以下条ずれとする。)

平成29年11月10日一部改正(PTA細則第2章第4条 “学級選出の委員”を“学年選出の委員”とする。第2章第7条 2. “学級委員は各学級より3名選出する”を“委員は各学年より6名選出する”とする。第2章第9条 1. “各学級の学級委員2名”を“各学年の委員4名”とする。第2章第10条 1. “各学級の学級委員1名”を“各学年の委員2名”とする。

平成29年11月11日から実施する。

令和3年10月20日一部改正(PTA細則第2章第7条 2. “委員は”を“校外・環境委員を除く常置委員は”とする。また“各学年より6名”を“保護者より30名”とする。第2章第7条 3. “各委員会(学年委員会・広報成人教育委員会・校外環境委員会)の正副委員長”を“各常置委員会および、指名委員会、ふれあい委員会の代表”とする。また、“並びに大和東小学校区ふれあい広場担当、大和市PTA連絡協議会バレーボール実行委員会担当”を削除する。第2章第9条 学年委員の記載を削除し、ベルマーク委員を新規追加。第2章第10条 広報・成人教育委員の記載を、広報委員の記載に変更。第2章第11条 成人委員会を新規追加。以降、条ずれとする。

令和4年4月1日から実施する。